

保存期間	3年	決裁区分	課長		
收受日		文書分類	J-3-01-06		
起案日	令和5年 9月 4日	文書記号番号	5平開第96号		
決裁日	令和5年 9月 4日	起案者	まちづくり政策部 開発指導課		
施行日・完結日	令和5年 9月 4日		開発調整担当		
処理期限			飯嶋 咲江		
発信元文書の日付			(電話番号 :)		
公印	不要	公開区分	一部公開		
施行上の注意	次に当てはまるときは、赤○で囲む。 例規等の審査は法制担当へ合議する。 重要 至急 例規審査 秘	非公開理由	条例5-2該当(法人等に関する情報)		
宛先	関係各課長		発信者名	開発指導課長	
件名	開発事業に関する開発基本計画書(写し)の送付について				
公開件名	開発事業に関する開発基本計画書(写し)の送付について				
決裁・合議	決裁者	開発指導課	課長	生沼 邦保	決裁済み
	承認後閲者	開発調整担当	課長代理	清水 英一	後閲済み
要旨					
<p>次の開発事業は平塚市開発事業指導協議会の審査対象規模であり、事前に委員及び各担当課に対して情報提供が必要なことから、提出された開発基本計画書の写しを関係各課に送付してよいでしょうか。また、別紙のとおり、関係各課にまちづくり条例第30条に基づく指導事項を照会してよいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請者 平塚市長 落合 克宏・積水ハウス株式会社 地方創生戦略部長 徳川 正</p> <p>2 開発場所 平塚市龍城ヶ丘45番1先(市街化調整区域)</p>					

3 用途 公衆便所・物販店、物販店・飲食店、飲食店、事務所・ラジオスタジオ

4 送付先

1	土木総務課	2	道路管理課	3	道路整備課
4	下水道整備課	5	建築指導課	6	まちづくり政策課
7	交通政策課	8	収集業務課	9	環境保全課
10	教育指導課	11	消防救急課	12	農水産課
13	社会教育課	14	危機管理課	15	みどり公園・水辺課
16	環境政策課	17	企画政策課	18	災害対策課

以 上

5平開第96号
令和5年(2023年)9月4日

(宛先)
関係各課長

開発指導課長

開発事業に関する開発基本計画書(写)の送付について

平塚市まちづくり条例第27条に基づき、別添のとおり開発基本計画書が提出されましたので、写しを送付します。(写しは、別途紙文書にて送付いたします。)

この開発事業は平塚市開発事業指導協議会による審査対象となります。同協議会を開催するにあたり、平塚市まちづくり条例第30条に基づく指導事項を照会させていただきますので、別紙記入票により、9月11日(月)までにご回答ください。

なお、同協議会の開催については、別途出席する部長へ通知いたします。本計画書の内容及び指導事項については、部長と調整の上、回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 申請者 平塚市浅間町9番1号 平塚市長 落合 克宏
東京都港区赤坂四丁目15番1号赤坂ガーデンシティ
積水ハウス株式会社 地方創生戦略部長 徳川 正
- 2 開発場所 平塚市龍城ヶ丘45番1先
(市街化調整区域)
- 3 用途 公衆便所・物販店、物販店・飲食店、飲食店、
事務所・ラジオスタジオ
- 4 その他 平塚市開発事業指導協議会の日時は9月22日(金)
に予定しております

以上
(事務担当は開発指導課開発調整担当)
内線 2433

まちづくり条例第30条に基づく指導事項 記入票 (課)

1 開発事業の名称等

開発事業の名称	(仮称) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業
開発区域の場所	平塚市龍城ヶ丘45番1先
開発事業の用途	公衆便所・物販店、物販店・飲食店、飲食店、事務所・ラジオスタジオ
事業者名称等	平塚市長 落合 克宏・積水ハウス株式会社 地方創生戦略部長 徳川 正
開発事業の種別	第1種開発事業

2 指導事項

<p>平塚市都市マスタープランについて</p> <p><input type="checkbox"/>特になし</p> <p><input type="checkbox"/>指導事項</p>
<p>平塚市景観計画について</p> <p><input type="checkbox"/>特になし</p> <p><input type="checkbox"/>指導事項</p>
<p>平塚市緑の基本計画について</p> <p><input type="checkbox"/>特になし</p> <p><input type="checkbox"/>指導事項</p>
<p>総合交通計画について</p> <p><input type="checkbox"/>特になし</p> <p><input type="checkbox"/>指導事項</p>
<p>市の施策について</p> <p><input type="checkbox"/>特になし</p> <p><input type="checkbox"/>指導事項</p>

開発基本計画書の内容が、まちづくり基本計画（平塚市都市マスタープラン、平塚市緑の基本計画、平塚市景観計画、その他まちづくりに関し市長が必要と認めた計画（総合交通計画、その他、市が行う施策等））に即したのものになるように指導すべき事項及びまちづくり条例の整備基準を大きく上回る要望事項を指導事項として記入をお願いします。

なお、まちづくり条例の整備基準に関する事等、専門的技術的な事項については、指導調整会議にて調整協議を行います。